

平成18年7月6日

於・法曹会館 高砂の間

# 第14回水産政策審議会企画部会

## 速記録

水産庁

1. 開会 平成18年7月6日 午前10時30分

閉会 平成18年7月6日 午後0時30分

2. 出席した委員の氏名

小野征一郎	増田 淳子	西橋久美子	原田 厚	福島 哲男	山下 東子
平野 重美	吉岡 修一	石田 美香	入江 徳成	崎浦 利之	玉田 耗也
田谷 克弘	長谷川朝恵	馬場 治	増井 好男	矢野 恒信	婁 小波

## 目 次

1. 開 会

1. 部会長代理の指名について

1. 資料説明

1. 意見交換

1. 水産庁長官あいさつ

1. 閉 会

## 開 会

小野部会長 時間になりましたので、ただいまから第14回政策審議会企画部会を開催いたします。

まず、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項において準用する同条第1項の規定により審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は委員10名中7名の方が出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の企画部会は適法に成立しております。

なお、特別委員は19名中12名の方が出席しております。

本企画部会では、委員の間での積極的な御議論を中心に進行してまいりたいと思いますので、活発な御議論をお願いいたします。

本会議は公開されており、傍聴者もお見えになっております。また、議事録につきましてもすべて公表することになっております。

なお、本日の会議は12時30分ごろまでを目安にしておりますので、御協力をお願いいたします。

カメラはここで御退出をお願いいたします。

### 部会長代理の指名について

小野部会長 それでは議事に入らせていただきます。

まず、部会長代理の指名についてでございますが、水産政策審議会企画部会の部会長代理でいらっしゃいました野村委員が、6月30日付をもって水産政策審議会の委員を辞任されております。そのため、部会長代理を指名する必要がありますが、水産政策審議会令第6条第5項に、「部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する」と定められております。私から、第5項に従いまして山下委員を部会長代理として指名したいと思いますが、山下委員におかれましては指名を引き受けていただけますか。

山下委員 はい。お引き受けいたします。

小野部会長 よろしくお願ひします。

## 資 料 説 明

小野部会長 それでは、山下委員に部会長代理をお願いすることにいたしまして、次の議事に入りたいと思います。

本日は、2月から6月までの間の当企画部会、漁業経営・資源管理小委員会及び加工流通消費小委員会におけるそれぞれの議論について整理あるいは体系化しまして、「中間論点整理案」として皆様に既にお配りしてあると思います。なお、この企画部会における中間論点整理は、本日の議論を踏まえて、必要あらば修正を行った後に、今月25日の水産政策審議会で報告することになっております。

まず、事務局より「中間論点整理案」について御説明をお願いいたします。

坂井企画課長 それでは、あらかじめお配りしておりました中間論点整理（案）、資料3でございます。要点だけ説明をさせていただきたいと思ひます。

全体で5つのパートに分かれておひまして、1のはじめには、見直しの視点、また、検討に至った経緯について記述をしてございます。

2番目の水産業・漁村をめぐる情勢の変化でございますが、大きく分けて5点ござひます。

1点目が、水産物の我が国における重要性と消費流通構造の変化。我が国は世界有数の水産物消費国でございます。一方、食の外部化、スーパーマーケットによる販売シェアの上昇、約7割まで上昇しておりますが、そういった点で消費流通の構造が大きく変化してきている点について記述してございます。

2番目に、国際化の進展と水産物の世界的需要の高まり。WTO、また経済連携交渉が進展をしている中、水産物の世界的需要が高まっております。他国との購入競争、輸入競争に敗れるいわゆる「買い負け」という状況も発生してきている一方、我が国による輸出は増加してきているという状況でございます。

3番目、資源状況の悪化でございます。我が国は、国土の12倍、世界で第6位の排他的経済水域を有しております。一方、周辺水域の資源確認ができていない資源の状況は半分以上が低位水準でございます。また、世界的にも資源状況が悪化しているということが記述

してございます。

4番目に、漁業生産構造の脆弱化。就業者あるいは船齢の高齢化が進み、漁業生産が継続困難となる深刻な事態に至る懸念が持たれているところでございます。

5番目に、水産業・漁村に対する国民の期待の高まり。自然環境の保全を初めとする水産業・漁村の多面的機能への期待が高まる一方、多面的機能を支えている漁業者の活動、は、過疎化・高齢化ということがあって、後退しているという現状がございませう。

3番目に現行基本計画等に関する検証でございませう。1つは水産物の自給率の検証でございませうが、生産量が現状のまま推移した場合、自給率の目標、これは生産量が増加に転ずることを想定して、平成24年に食用魚介類自給率で取り上げました65%という目標を掲げてございませう。この目標の達成は、仮に現状のまま生産量が推移した場合、厳しい状況にあるということございませう。

もう1つ、漁業生産構造の検証でございませうが、主業的漁家、これは専業及び1種兼業漁家のうち基幹的漁業従事者が65歳未満の漁家でございませうが、その数が見通しを下回っているなど、生産構造が脆弱化している状況にございませう。

4番目に政策改革の方向性。これがメーンのパーツでございませうが、この中で大きく4点に分けて分析をしております。

1番目が水産資源の回復・管理の推進です。我が国の排他的経済水域等における資源管理として、資源回復が経営の改善にできる限り結びつくような取り組み、こういったことも含めて資源回復・資源管理を積極的に推進することが必要である。また、国民の理解を促進するため、水産資源の動向や管理の状況について、できる限りわかりやすい形での情報提供が必要である。また、消費者の商品選択に資するため、水産エコラベルの導入を推進する。こういった点について記述をしております。

資源管理の2番目、公海域を含む国際的な資源管理でございませう。資源調査、資源管理に関する日中韓三国間の連携・協力の強化、また、IUU（違法、無報告、無規制）漁業対策を初めとする国際的な取り組みの強化、また、海外漁業協力について、資源管理に資する分野への重点化といった点について記述してございませう。

2番目の柱が将来展望の確立と国際競争力のある経営体の育成・確保でございませう。1番目が将来展望の確立。国際競争力のある経営体が生産の大宗を担う生産構造を実現するべく、その展望を速やかに確立することが必要である点。

また、こういった経営体の育成のために施策の集中が必要ということで、経営合理化等

の漁業者の自助努力を前提に、一定の経営体に支援施策を集中すべきであるという考え方について記述をしております。こうした考え方のもとに、漁船漁業構造改革対策、あるいは経営安定対策の実施が必要であるという点でございます。

3番目が漁協改革の促進。合併による規模拡大、あるいは経営改革、あるいは事業実施体制の改革等を促進することが必要であるということについて、各分野について記述をしております。

4番目が漁業共済事業の改善でございます。漁業者ニーズに対応した共済商品の開発、こういったことによる加入促進等を通じて収支改善が急務となっている状況でございます。

また、5点目でございますが、新規就業・新規参入の促進。活力ある漁業就業構造を確立するため、意欲と能力のある若者の就業を促進する、あるいは新技術の企業化や他産業からの新規参入、こういった観点から規制緩和について検討が必要ということでございます。

6番目に個別漁業毎の課題。沖合・遠洋、沿岸、養殖、内水面といったことで、個別漁業種類毎の課題について記述をしております。

3つ目の大きな柱が水産物の安定供給に向けた加工・流通・消費施策の展開ということで、国産水産物の競争力の強化という観点から、産地の販売力強化と流通の効率化、特に市場の機能強化、水産物の流通拠点の整備等の問題、旬の情報の消費者への提供等の視点でございます。2番目として水産物価格の安定。調整保管事業の活用等でございます。また、小売部門の強化、水産加工による水産物の付加価値の向上、また、水産物輸出の振興、こういった点が国産水産物の競争力強化の視点として掲げてございます。

流通・加工分野のもう1つの分野としまして、消費者との信頼のネットワークの構築を通じた水産物消費の拡大。このポイントとしては、消費者への情報伝達・情報提供の強化ということで、魚種名表示の適正化や、トレーサビリティシステムの導入といった点が挙げられております。また、H A C C P手法の導入等による水産物の安全性の向上、さらには、望ましい食生活の実現に向けた食育の推進が論点となっております。

政策改革の4番目の柱でございますが、漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮でございます。まず漁場環境の整備につきましては、排他的経済水域における基礎生産力の向上に向けた集中的な取り組みの必要性、また、藻場・干潟の消失や、漂流・漂着ゴミ問題への早急な対応が必要となっております。

漁港機能の充実につきましては、生産コストの削減、衛生管理の強化といった競争力の強化に結びつく漁港機能の充実が必要となっております。また、ライフサイクルコストということで、公共施設の建設・維持管理等にかかるトータルとしてのコストの削減を図る必要がございます。

3番目に漁村の振興でございます。漁村地域の防災力、施設の耐震化等による防災力の強化、また、依然として立ち後れている生活環境の整備、都市との共生・対流等の視点でございます。

最後に水産業・漁村の有する多面的機能の発揮につきまして、積極的な普及啓蒙活動を展開し、幅広く国民の理解・支援を得ることの必要性、また、離島交付金の着実な推進、さらには漁業者による環境・生態系保全活動、海面・海底ゴミの回収とか、藻場・干潟の維持管理、このような活動を促進する方策を確立することが必要であるという点について述べております。

最後に5番目として、今後の水産施策の展開に当たって留意すべき点として、メリハリの効いた分かりやすい政策体系の構築、消費者・国民の視点を踏まえた公益的な観点からの施策の展開、事業者や産地の主体性と創意工夫の発揮の促進、改革の工程管理と必要に応じた施策の見直しについて整理をしております。

以上でございます。

なお、本日欠席の委員の方がいらっしゃいますが、特段、現在のところ意見としては寄せられていないところでございます。以上です。

小野部会長 ありがとうございます。

## 意見交換

小野部会長 ただいま御紹介がありましたように、相当なページ数がありますが、内容的には、まず、はじめに1ページありまして、その次に、水産業・漁村をめぐる情勢の変化。これが2ページ。3ページ目に現行基本計画に関する検証。それから、5ページから4．政策改革の方向性、これが大部分の内容を占めます。一番最後に5番目として、16ページですが、今後の水産施策の展開に当たって留意すべき点。こういう構成になっております。当然ながら、4．政策改革の方向性、この部分が一番議論されるべき点だろうと思います。

それで、議論の仕方として、最初に、自給率なんかの問題もありますので、1から3、政策改革の方向性が中心になりますが、それ以前、4ページまでについて少し時間をかけて議論をすることにしまして、4ページまで、大きな3までについて何か御意見がございましたら。

宮原委員。

宮原委員 4ページの、今座長がおっしゃった自給率の目標のところ、ウでございますが、なお書きのところで、3行目に「生産量目標の設定水準によっては、漁業生産の持続可能性を危険にさらすおそれがあること」という表現があるんですが、これはどういった意味を持っているのかということとをまず質問したいんですが、私は、基本法を制定する運動をした人間の一人として、自給率目標というものはちゃんと立てていただきたいと思っているわけございまして、食用で65%という目標が今あるわけございまして、この目標がどういうふうになるのかという見通しもお教えいただきたい。この2つをお願い申し上げます。

小野部会長 これはどうですか。

坂井企画課長 ここの記述は、自給率目標を設定する場合、すなわち生産量の目標を設定する場合、例えば資源状況を上回って過大な数値を設定し、それを目標にして漁獲を行ってしまうと資源に悪影響を及ぼすという点について記述したものでございます。また、自給率目標についていかにするかという点につきましては、秋以降、具体的に御議論をいただきたいと考えております。

宮原委員 この書きぶりだと、自給率目標を、この基本計画の見直しの中で余り重きを置かないのではないかなと心配をしたんですが、秋の段階ではそういうことを議論する場があると考えていいわけですね。

坂井企画課長 はい。自給率目標を議論する際の視点として書かせていただいたものですので、自給率目標に重きを置かないということでは全くございません。あくまでも検討しいただく際の視点として、こういった点について留意する必要があるのではないかといいさせていただきます。

小野部会長 そのほかにもございますか。

山下委員。

山下委員 4ページのところなんですけど、今、宮原委員がおっしゃった部分は、私はこの書きぶりは意味が分かって、しかし、こう書かれたかという気持ちがあります。



その上なんです、イのところ、自給率との関連で、廃棄と食べ残しのことが問題に挙がっていますが、タイトルが「望ましい水産物消費の姿」と、割と大きいのに比べて、廃棄・食べ残しというのが3回も出てきて、もう少し別の望ましさみたいなものがあった方がいいのではないかと。

具体的にこうすればいいという案がないんですが、例えば食育とか、ここには「魚食普及」という言葉はありますが、例えば食育を推進するとか、そういったことでもあるといいのではないかと思います。これは個人的な意見です。

もう1つ、3ページですが、3ページに限らずなんです、 のところに「水産業・漁村に対する」と書いてあります。今までですと、こういう場合は「漁業・漁村」というふうに並んでいたのではないかとと思うんですが、ここでは「水産業」というふうに、加工とかを入れている視点があるというメッセージかと思うんですが、4ページより後のところでは、どうしてここは「漁業」なのかなと思うところが実はございまして、水産業と漁業というのを、お書きになるときにこういう基準でここはこうしているというのがあるのかどうか、確認をしたいと思います。

小野部会長 前者は、食育の推進といった内容を消費の姿という中に入れたらどうかという御意見ですね。

あと、水産業、漁業というのをどういう形で書き分けているかということですが。

坂井企画課長 水産業と漁業の仕分けにつきましては、委員、御指摘のように、加工業も含む幅広くとらえる必要があるときには水産業ということを書いております。他方、遠洋漁業、沖合漁業といった形で、いわゆる漁業に特化した表現を使うべき場合にはということ仕分けをしているつもりでございますが、個別の箇所について、その辺がうまく仕切りができていないところがあれば見直していきたいと思います。

それから、最初の望ましい水産物消費の姿については、食育を書くということについて検討させていただきたいと思います。もちろん、この場で御議論いただければどうかと思います。

小野部会長 今回の食育の点について、ここの部分だけでなく、ほかにも食育が入るところがあるのではないかとと思いますが、何か御意見ございますか。

どうぞ。

福島委員 ただいまの宮原委員とか山下委員に関連した話になりますが、自給率を上げるということは生産量を増やすこととつながるのかもしれませんが、生産量はほぼ上から

ないだろうと私は思っております。そういう中で、自給率を上げるためには食育の問題だろうと思います。いかに今落ち込んでいる、子供たちに魚介類を食べてもらうかということなんですが、14ページを見ますと、「水産物の生産、加工、流通における関係者が食文化を守る観点から」、これはいいんですが、「食育に取り組む努力を行うべきである」と、こうなるんですが、この関係者だけで果たしてそういったことができるのか。国がもっと本腰を入れてそういったものに取り組んでくれるという姿勢も必要なのではないかと。私はこのように考えております。

小野部会長 福島委員から食育についてそういう意見が出ましたが、そのほかにございますか。食育に関係しまして。

特にございませんか。

そのほかに、4ページまで。

どうぞ、増井委員。

増井特別委員 気がついたことを1点だけあれしたいと思いますが、2ページののところですが、国際化の進展と水産物の世界的需要の高まりの文章がありますが、何行目ですか、いきなり中国が出てくるんですが、「また、」というパラグラフですが、世界の水産物需要量は、欧米諸国において健康志向を背景に増加しているほか、アジア、特にタイとか、お隣の韓国とか、ベトナムとか、インドネシアとか、そういった国も所得が増大して魚食ということに行っているのではないかと思いますので、アジア諸国における魚食の普及とか、特に中国というような形にしておいた方が国際的な考え方になるのではないかと思います。御意見を言わせていただきたいと思います。中国だけを出すのではなくて、アジアというのを入れておいた方がいいんじゃないかという意見でございます。

小野部会長 アジア全般の中で、特に中国というふうにしたらどうかということですが、特に何か御意見ございますか。

よろしいですか。

そのほかに。

玉田委員。

玉田特別委員 2ページのの水産物の我が国における云々と書いてあるところで、下段の「さらに、」から始まる、流通面では変わっていることの書き出しがあったですね。これがこれから先の消費のかぎになりますので、もう少し正確に書いたらということでは

見を言いたいと思います。

「流通面では、スーパーマーケットによる販売が7割程度のシェアにまで高まる一方、卸売市場経由率の低下が見られている。スーパーマーケットは、大型店舗を多数有し一度に大量の商品を計画的に仕入れる」と書いているんですが、ここで言うスーパーマーケットというのは、いわゆるチェーンストアということですね。チェーンストアのビジネスモデルというのは、ローコストオペレーションということとマストマーチャンダイジングということを前提に成り立つ事業である。それが魚にどう影響するかと問いましたら、当然そういうことをするとなりますと、マーケットインという視点と計画というのがポイントになります。そうしますと、最初のところで「一度に大量の商品を計画的に仕入れる」となっていますが、これは販売というふうに考えた方がいいんじゃないかということで、ここが1点ですね。

それから、その後ろの扱い商品の特徴ということで、そういうことから、もう少し正確に言いましたら、取扱商品はマグロとかサケといった流通量が多い魚種というよりも、なじみがあって、なおかつ流通量が多いという条件と、販売が計画できる点から、ロットがまとまった輸入であるとか養殖の魚といったところが中心となる傾向になっているということで、今後量販店をどうするかというところは流通の中のかぎになりますので、ここは少し正確に書いた方がいいのではないかとということで意見を言わせていただきます。

小野部会長 分かりました。この部分は少し手直ししていただくということで。

もう30分近くたったので、4ページまで、御意見、まだほかにございますか。

それでは、さかのぼってまた御意見を言っておいただくことにして、5ページの4．政策改革の方向性に入っていきたいと思います。

4は10ページぐらいあるんですが、(1) 水産資源の回復・管理の推進、それから、7ページから(2) 将来展望の確立と国際競争力ある経営体の育成・確保、この中でかなり細かく分かれていまして、個別漁業毎の課題への対応まで続きまして、(3) 水産物の安定供給に向けた加工・流通・消費施策の展開、これは加工・流通小委員会の内容が主として入っているんだと思いますが、それから(4) 漁港・漁場・漁村となっています。

差し当たり11ページまで、4．政策改革の方向性の(1) 水産資源の回復・管理の推進、それから(2) 将来展望の確立と国際競争力ある経営体の育成・確保、(1)、(2)についてまず議論をすることにしたいと思います。特に(2)は内容が相当たくさんありますが、どちらからでも結構ですから発言をお願いいたします。

増井委員。

増井特別委員 ちょっと意味不明なところがあったのでお願いしたいんですが、6ページの我が国の排他的経済水域等における資源管理の上から5行目の、資源全体の状態動向について国民の理解を促進することが必要でありというパラグラフですが、「状態動向」というのはどういう。資源全体の状況と動向という意味ですかね。何か抜けているんでしょうかね。

それから、端的に示す指標というのは、例えば白書などで、上に向いているとか、下に下がっているとか、絵で示して国民に知らせると、こういう意味だったんでしょうか。

小野部会長 増井先生、何行目かもう一度言ってくれませんか。6ページの。

増井特別委員 6ページのの5行目のところです。「また、資源全体の状態動向」という部分。「の」が抜けているんですかね。

小野部会長 文章が大分変わっていますよ。

増井特別委員 古いのを見ているのかな。

分かりました。これなら結構です。

小野部会長 それでは宮原委員。

宮原委員 同じところなんですが、次の「水産資源を積極的に回復させる」というところですが、4行目に「しかしながら」とあって、「資源量の回復のみでは、必ずしも漁業者の経営の改善につながらない面があるため」。意味がよく分からない。

それから、その2行下に「機動的な漁獲による資源の合理的利用」、ここもよく意味が分からない。基本的に、EEZの中における資源管理ということなので、ここで資源回復計画を言うのがいいのかどうかということも1つあるかと思います。

それからもう1つ、の一番下のところで、「漁協による管理を含め我が国の資源管理の特徴や優れた点を十分に反映したシステムの導入を推進することが必要である」。漁協というのが沿岸という認識でいるならば、沿岸ではもう資源管理をやっているわけですから、沿岸にエコラベルの導入の必要性があるのかどうかというところ、私としては非常に疑問に思っておりまして、漁協がやっていることは当然資源管理もやっているのだから、漁協にエコラベルを導入する必要性があるのかなと、ちょっと疑問を持っております。

以上、意見と質問です。

小野部会長 何かレスポンスがありますか。

坂井企画課長 まず、資源の回復のところでございますが、資源回復のみでは経営の改

善につながらない面があるためというのは、資源回復計画の全体を通して、休漁等について一定の予算措置も講じているわけですが、実際の販売との関係も含めて、回復計画と一緒に経営も改善していくような形になればさらに望ましいという点で、何か工夫ができないかという視点でございます。

確かにちょっと分かりにくかったと思いますが、「需要動向に即した機動的な漁獲」というのは、難しい面があることは重々承知なんですけど、値段がいい場合に漁獲をして、価格動向に応じた漁獲みたいなこと、それによる手取り価格の上昇みたいなことができれば、まさに資源の合理的利用ということになりますので、いずれにしても検討課題でございますが、そういったような工夫ができないかという視点です。

それから、「漁協による管理を含め我が国の資源管理の特徴……」のところですが、水産エコラベルにつきましては、既に外国の認証機関による認証が我が国の一部でも行われております。いずれにしても、これは任意の仕組みですので、漁業者の方がエコラベルを取得しようとした場合にこのシステムを使うということになるわけですが、一般的に今、外国で行われている水産エコラベルは、非常に規模が大きい漁業で、漁獲制限等がシンプルに適用し易い漁業形態のものが中心でございます。

日本の場合は漁協管理という独特のシステムがありますので、もし水産エコラベルを、我が国で認証機関をつくって導入を検討するとすれば、こういった点もちゃんと評価をされるようなシステムにすべきだという点でございますので、あくまでも任意の仕組みですので、沿岸でエコラベルをとるかどうかというのは強制でもありませんし、任意の仕組みの中で、漁業協同組合がいわゆる漁業権管理も含めて、伝統的な手法も含めた漁協による管理で行っている漁業についてとろうとした場合に、漁協による管理といった面もちゃんと評価をされるようなシステムにする必要があるということでございます。

逆に言いますと、FAOのガイドラインはそういったところまで配慮しておりませんので、きめ細かい配慮をする視点が必要ではないかということを書いたつもりです。

小野部会長 玉田委員。

玉田特別委員 先ほどの「資源量の回復のみでは」ということなんですけど、当たり前ですが、せっかく回復しても経営に結びつかないということで、例えば具体的な例として、天然のタイが回復しているのに養殖より安いということがあって、実際、先ほど言いましたけど、消費の場がほとんど量販の方に偏っているというのであれば、資源回復についての情報の共有化ということで、早いうちから図っておくといういろいろな創意工夫があって、

受け入れ体制が整いますので、ここに関係者との情報の共有化ということを入れられたらと思います。

入れる場所としましたら、「機動的な漁獲」の後ろあたりがどうかと思います。

小野部会長 御検討ください。

そのほかに。

原田委員。

原田委員 エコラベルの件に戻って申しわけないんですが、日本で導入されているMSCですが、日本産の水産物に外国の認証制度が導入できるか、日本で獲られた水産物に対してMSCがつけられるかどうか、要するに資源管理がきちっとされているということが認証してもらえるかどうか。今は、アラスカのサケであったり、輸入品に対するものについているわけですね。ひょっとすると日本が行っている漁業の中で捕鯨なんかは、きちっと履歴が分かりますし、1頭1頭、どこで獲られたか、鯨にこそエコラベルがつけられるだろうと思うんですが、それ以外のものはなかなか難しいのではないかと。

宮原さん、どう思われますか。

宮原委員 沿岸は種類が多いし、MSCを日本で導入するというのは大変難しいだろうと思うんです。今も原田さんがおっしゃったように、アラスカのサケのように単品生産ができるようなものだったらいいんですが、沿岸漁業は御案内のように少量多品目というのが実体でございますので、これを導入するのは大変難しいなという気がしております。

原田委員 だからこそ、日本国内の、水産庁なり政府が主導したエコラベルシステムみたいなものをお考えいただけるとありがたいなと思います。

小野部会長 それは意見ということでよろしいですね。

そのほかに。

山下委員。

山下委員 1つは、細かい用語のことになって申しわけないんですが、5ページの政策改革の方向性の5行目ぐらいのところですが、「持続可能な漁業生産構造の実現が必要である」と書かれています。ここなんですが、「持続可能な」というのは一般的には資源の持続可能性を言いますが、ここはそういう意味で使われているのか、それとも漁業が持続可能なように構造転換をしなければならないと書かれているのか、確認といえますか、どこに何がかかっているかということです。

それと、もうちょっと下に(1) 水産資源の回復・管理の推進があるんですが、資源の回

復とか、管理とか、保存とかいう言葉が、この後6ページまでずっと出てくるんですが、「回復・管理」と書いてある場合と、保存・管理・回復が並列に並んでいるところとか、あと、資源の維持安定という場合と、維持保全という言葉があったりするんで、何か理由があってこのようになっているのであれば、それが分かり易いようにというふうに思いません。細かい話で申しわけない。

細かい話で1つ申し上げたいんですが、7ページの、経営体のことです。このあたりは随分具体的に踏み込んで、こうすべきだということが非常にたくさん書かれているなという印象を持ったんですが、ここで1つ確認というか、前々から施策の集中とか、一定の経営体に支援を集中するということが言われていることは承知しているんですが、広く国民の視点ということも必要だと後で書かれていますので国民的に申し上げますと、一定の条件を満たして将来性のある経営体に手厚い施策をするというのは、強きを助け弱きは放っておくように見えてしまう。

一般の、例えば厚生労働省のようなところがやられる施策というのは、弱い人は助けて、自分でやっていける人は放っておくわけですね。そういったものとは全く逆になっているわけです。産業政策だからということであればそうなんだろうと思うんですが、一般の目から見ると、農業でもやっておられるんでしょうけれども、認められるのかな、合意が得られるのかなと、私としては心配があります。以上です。

小野部会長 用語の問題と、将来性ある者を育成していくという方向そのものについての御意見ですが。

坂井企画課長 用語の問題でございますが、5ページの「持続可能な漁業生産構造」は、例えば燃油高騰下においても継続可能な、経営も含めて、持続可能な水産物の安定供給という役割を果たしていけるような生産構造ということを念頭に置いております。

それから、回復・保存、管理といった用語でございますが、再度チェックをさせていただきたいと思いますが、基本的に題名のところは、すべての要素を羅列するというよりは、代表的なものを書くということで整理をしたつもりでございます。本文のところ、保存・管理・回復といった用語については、本日の御議論を踏まえて再チェックをさせていただきたいと思います。

小野部会長 経営のことは、何か。

竹谷漁政部長 経営の問題についての御指摘でございますが、漁業の経営体の場合、話の前提として、すごく大きい企業でやっているというものは本当に数が少ないわけござ

います。そういうのに施策を集中してという意味合いではなくて、ほかの産業から見れば中小企業、あるいはそれよりももう少し厳しい経営状況に置かれているものの中で、将来に向かって持続的に水産物の安定供給を担っていけるような経営体を育成しようというものでございます。したがって、先生も御存じのように、最上級の、本当に強いものは、ある意味では卒業している部分だと思しますので、そこへ施策をとということではなくて、水産物の安定供給を担ってほしい、しかしほかの産業に比べて経営体としては十分な力を持っていないところに頑張っていただくということです。

他方、産業として頑張るといよりは、それぞれの地域で漁業の一翼は担っているわけですが、かなり自給的な要素が強い経営体については、産業政策的な側面からの施策については重点ではない。むしろその人たちが担っている多面的な機能とか、そういった要素に着目した政策、水産政策の中ではありますが、そういう政策を考えていこうという意味合いでございます。全体が弱いということが前提になっているというふうに御理解いただいていると思うわけですが。

小野部会長 では婁委員。

婁特別委員 今の山下先生の感想、私も全く同じ感想を持っていたんですが、今の説明で理解できました。ただ、1点つけ加えるならば、経営体の育成・確保という「確保」というところ、非常にここは大事だと思っておりますが、やはり一定の経営体規模を確保しておかないと地域そのものが成り立たないというのが漁業という産業の性格だと思いません。それは前回の委員会で申し上げたことなんですが、1つ例を挙げますと、離島の漁業というのが典型だと思うんですね。離島の漁業で、この10年間、経営体がどんどんどんどん減っていったところでは、競争力のある経営体というか、効率的な経営体というのは残りにくいという状況が出てきているので、そういう意味では漁村で一定規模の経営体の確保というのは非常に大事な視点ではないかなと思っております。

ただ、それを考えると、(2) 全体が「確保」というふうにかかっているんですが、「確保」というところでの施策がちょっと弱いかなという印象を受けます。これは全体的な印象ですが。

あと、ちょっと細かいところの感想なんですが、1つは、(2) のところで「経営改革」という言葉がたくさん出てきます。もちろん改革というのはいいことだとは思いますが、「改革」という言葉は、どうしてもリストラとかいうイメージがあったりするんですが、ここで書かれている内容は、経営改革と同時に、我々がよく使う経営革新という意味合い



もかなりあって使われている部分があるかなと思うんです。何となく、「経営革新」は少し前向きで、「経営改革」は、前向きでしょうけれども、もうだめだからこれをやっているかというようなニュアンスを受けますので、使い分けをされた方がいいような気がする場合があります。これが1つ。

2点目の意見ですが、9ページのウの事業実施体制の改革というところで販売事業というのが書かれておりますが、この内容自体はそのとおりで、やる必要があると思いますが、販売事業という全体から考えた場合に、市場統廃合だけではなくて、全体のトーンで出てきている、産直をやったり、消費者と直接取引をしたり、さまざまな流通チャネルの開拓というものがうたわれておりますが、となると、販売事業の中にも市場統廃合だけではなくて、新しい事業モデルの確立とか、事業モデルの見直しみたいなものを1つ書き加える必要があるのではないかなということでございます。

一例を挙げますと、11ページでノリの問題があったわけですが、私、個人的に思うには、今ノリが抱えている問題として、ここに書いている問題は当然あるんですが、販売という点からすると、むしろ共販体制の見直しとか、入札体制の見直しとか、こういうことが非常に大きな課題ではないかなと思っております。以上です。

小野部会長 かなりいろいろな問題が出されましたが、今の発言について何か御意見ございますか。

宮原委員。

宮原委員 妻先生と同じなんです、「経営改革」というのはどういうイメージで受けとめればいいのか分からないんですが、7ページの の経営体の育成・確保に向けた施策の集中というところで、中段に「安定的な収益確保に向けた経営の合理化・改革」と書いてあるんですが、8ページのイの経営安定対策、ここで「経営改革」という言葉がかなり出てくるわけですが、イメージをもう少し分かり易くしていただければありがたいと思います。特にこの経営安定対策は水産庁が大変よく書き込んでいただいて、感謝を申し上げたいと思うわけですが、経営改革と経営の合理化改革というふうな書きぶりのところをもう少し分かり易くしていただければありがたいと思います。

小野部会長 経営体の育成・確保、(2)の部分は4の中でも特に重要な部分ですが、ほかに御意見ございませんか。

矢野委員。

矢野特別委員 この会議に水を差すような話になりますが、一番最初から「はじめに」

という形で出発して、ずっと流れを書いているんですが、その中の字句の修正云々よりも、まず漁業に取り組む、あるいは流通・加工の方も同じなんですが、それに対する理念が見えませんか。一般の国民といいたいでしょうか、消費者の皆さんは、漁業というものをほとんど知らないんですね。まず、何のためにこういう項目が出てくるのか、字句を一つ一つ取り出して訂正したりしているわけですが、そういうことではなしに、何でそういうものに波及していくかという流れが見えないなと思っています。

ちなみに、私の場合は、表現はこれでいいのかわかりませんが、循環型社会の構築と維持ということをまず念頭に置いて、それから漁業には漁業の形、農業には農業の形という形で考えているんですが、それではおまえの言う「循環型社会」というのはどうなんだと言われますが、まことに身勝手な形で解釈していますが、循環型社会というのは、太陽エネルギーが1年間に地球に注ぐ、それによって生産されるもの、その枠内で地球上の人間を初めあらゆる生物が1年間生きていけるという、単年度決済といいますが、そういう考え方、その連続が「循環型社会」というとらえ方をしているんですね。

その中で環境の保全をやる、あるいは資源管理をやる、ブランド化をする、販売のやり方を変える、これはみんな1年間に生産されるものを維持するため、あるいは増進するために考えていく形だ。そういうようなとらえ方をしていきますと、例えば先ほど山下委員から出ていましたが、ああいう問題にしましても、上の方からそういう形で考え方を下げてくると分かり易いんですよ。強い者に味方するんじゃないんだ。日本の漁業を維持するためにはどうしてもそういうことが必要なんだということが一般の方も理解できるんですよ。そういう物の考え方の原点がちょっとずれているんじゃないかという見方をしているんです。

字の一つや二つ形が間違っていようと、全体でとらえられるような、国民が肌で感じられるような、そういう提案にするべきなんだと私は思いますが。

小野部会長 漁業に対する理念ということから始めなければいけないんじゃないか。そもそも基本計画をつくる理由ということから。ということになるのかと思うんですが。

矢野特別委員 結局、戦略部分がなくて戦術の部分ばかりなんですよ、これは。何か問題が起きたらそれに対してどう対応すればいいかという、小手先のことばかり並んでいるんですよ。一番大もとの、考え方の基本が表に出ていないような気がするんですけど。

小野部会長 根本問題というか、基本問題ですが、どなたか御意見ある方いらっしゃいますか。

基本理念は水産基本法にもそれなりに書いてあると思うんですが。

矢野特別委員 水産基本法に載っている理念自体が場当たりの理念で、あれは理念じゃない。もっと、100年、200年続いていくであろう我々人間の生の営み、それに対してどういう形でとらえていくか、そういう部分が欠落しています。

そういうものがないと、例えば私は漁協の組合長をやらせていただいています、組合員が納得しないんですよ。基本的な概念から出発して、こういう方向だから今はきついで頑張れとか、将来はこういう見通しがあるからそういう方向に行くんだぞという形になれば、若い漁業者もついてくるんですよ。場当たりに、魚価を上げるにはどうしましょう。直接販売をやればいいのかとか、ブランド化をすればいいのかとか、どこどこではこういう例がありますよという話がちらちらと出てくるだけで、漁業者の所得をまず上げること。

何で漁業者の所得を上げにやいかんかという、漁業者の所得を上げれば、先ほども出ましたが、無理に乱獲しなくなる。資源の管理にもつながっていく。これは循環型社会の構築あるいは維持という形ではイコールになっていく話なんですよ。そういうあたりを踏まえて考えていったら、文言がどういう表現であるかということになしに、もっと一般の国民には分かり易い形になると思います。

小野部会長 長谷川委員。

長谷川特別委員 おっしゃるとおりだと思いますが、循環型社会というより、私はどちらかという、持続可能な社会というふうに思いたいと思うんですが、「持続可能」という言葉はあちこちに出ていまして、山下先生がおっしゃっているように、非常に書き込まれているんですが、私のような素人には、では持続可能な水産業、漁業というのはどういうものなのか、まだイメージできません。矢野さんがおっしゃるように、もう少し普通の人でも持続可能な漁業、水産業というのがイメージできるような絵をつくっていただきたいな。モデルをつくっていただきたいなと思います。

恐らく、これから後半の議論で、各論のところでもモデルも出てくるのかなと思うんですが、普通の人でもイメージできるようなものと、持続可能な水産業、漁業という姿と、それが私たち食べていく消費者にとってどういう関連があるのかというものもイメージできるような、一体感あるものにしないと難しいのなかと感じております。とりあえず以上です。

小野部会長 基本的な問題にかかわってきますが、そのほかに御意見ございますか。

山下委員。

山下委員 私はいつも枝葉末節なことしか言えませんが、場の雰囲気壊すようで申しわけないんですが、10ページの新規就業のところでは、初めの5行ぐらいはすごく踏み込んで書いてあるなと思いました。ただ、受け入れ側の、受け皿というんでしょうか、そういうところがあってもいいのではないかと。新しくやりたいという人を送り込みましょうというのと、研修しましょうというはあるけれども、研修した後、入ってみると、非常に封建的なやり方で、奉公するような形でしか働けなかったり、そういったような事例があると前の研究会でも聞きましたので、受け入れ側から見て新規参入し易いような土壌をとということがあってもいいのではないかとと思いました。

それから、 ですが、「また、漁業の産業としての」とありまして、先ほど私、水産業なのか、漁業なのかと申し上げたのは、ここで「漁業」と使って、あちらでは「水産業」というのはと、そういう意味です。

それから、11ページの養殖業のところですが、「漁業権の利用度合にアンバランスが生じている場合には」というくだりが、すごく具体的な気がするんですが、私の認識不足なのかもしれません。漁業権の問題というのはあると思いますが、アンバランスというのが象徴的なのか、何かとても具体的な気がしたんですけれど。以上です。

小野部会長 レスポンスがありますか。

宮原委員 山下先生の「漁業権の利用度合にアンバランスが生じている」という11ページの書きぶり、私もこれは、疑問というか、どういった意味で書かれたのか、分からないと思っております。

それから、10ページの新規就業のところ、 ですが、他産業からの新規参入を促進することが重要であり、規制緩和について検討すべきだと書いてありますが、前にも私、発言したことがあると思いますが、現行制度の中でも、養殖の特定区画漁業権の問題だろうと思いますが、他産業から入ってくる事例もあるわけございまして、改めてここで「規制緩和について検討すべき」と書いてあるんですが、そこまでする必要はないのではないかと考えております。

それから、矢野組合長さんのお話なんですが、私どもとしては、やはり一つ一つ突き詰めて検討していかなければいけないのではないかと考えています。既に基本計画を5年前につくっているわけございまして、それを見直していくわけですから、確かに循環型か持続的かという哲学の面が欠けているかもしれませんが、現行制度をどういうふうに見直

していくかという視点で検討してきたと認識しておりますので、どうか御理解をいただきたいと思っております。

小野部会長 漁業権の問題、何かございますか。

坂井企画課長 11ページの「漁業権の利用度合にアンバランスが生じている場合」、これは漁場の利用度の問題で、近接した地域で、例えばですが、他方では過密状態であり、他方では余り利用がされていないといった場合には、全体として適切な利用度になるような広域的な観点からの漁場利用が進められないか、そういった視点でございます。

規制緩和につきましては、特定区画漁業権といいますか、養殖だけを特に念頭に置いてということではございませんで、漁船漁業も含めて他産業からの新規参入がほとんど見られない状況ですので、そういった点についても道が開けないかという御議論ということで理解をしております。

小野部会長 どうぞ、婁委員

婁委員 同じ11ページなんですが、別に違和感を感じるというわけではなくて、ここまで書くなというのが1つあるんですが、上から8行目、都市と漁村交流というところですが、遊漁の問題で、遊漁は都市と漁村の交流と地域活性化を図る上で重要な役割を果たしているというふうにとらえている。その後は、いろいろトラブルがあるから調整が必要というふうに書かれておりますが、それはそのとおりなんですが、都市・漁村の交流促進とか地域活性化に役割を果たしているのであれば、むしろ私は、先ほど矢野委員が提起された漁業者の所得向上の問題で、それだったらストレートに、漁業者の所得向上にも寄与するとか書ければ、外からの参入ということによって引き起こすトラブルをあれするよりは、漁業者の参入であればトラブルは少し軽減されるだろうと思っておりますので、積極的にその点は評価した方がいいのではないかなと思います。

小野部会長 遊漁を所得上昇の機会として評価するということですね。

御検討いただくことにしまして、11ページまでについて、大体意見が出ましたかね。

宮原委員

宮原委員 今の婁先生の遊漁のところですが、遊漁の問題は、やはりトラブルが多いわけですので、いかに健全な遊漁というものを育成していくかという視点を1つ盛り込んでいただきたいなと思います。

小野部会長 それでは、まだ意見があり得ると思いますが、(3) 水産物の安定供給に向けた加工・流通・消費施策の展開、(4) 漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の

多面的機能の発揮の部分に移りたいと思います。ページでいいますと12ページから16ページの頭、大きな5の前までということです。今の都市と漁村の交流、あるいは遊漁といったことも部分的に触れていたと思いますが、御自由に御意見をお願いいたします。

吉岡委員。

吉岡特別委員 非常に私は分かって分かりにくいような感じで、発言しにくいと思うのですが、1つだけお尋ねしたいのは、すべて、基本法の見直しでございますから、「必要である」という書き方をしてある部分については、秋以降は各論にわたって議論をすると解釈をすればいいんでしょうか。

必要だと書いてあるものはすべてそうしたものが包含しているよと言われたら発言がしにくいわけですね。私は前回もそんなことを言ったんですが、重要であるとか、必要であると、すべてそういう結び方をしてありますので、そうしたものは、中間まとめができて、その後に各論についていろいろ議論をされるだろうと解釈をしていけばいいのかどうかということだけお尋ねしたいと思います。

小野部会長 ではお願いします。

竹谷漁政部長 今お尋ねの件ですが、今回の作業の手順といたしまして、中間論点整理ということです。したがって、論点としてこういうことが課題である、あるいは今後議論していくべき問題点であるということ整理していただいているということです。さらに秋以降の議論がもちろんあります。そのときに、では必要だ、重要だと結んだことについて具体的にどういう手法をやったらいいのかという点も含めまして踏み込んだ御議論をしていただこうということになるわけでございます。そういう意味では吉岡委員のおっしゃっているとおりだと思います。

基本計画は、1つの目標を掲げて、目標を達成するために必要な課題を示し、課題を達成していくための政策を体系的にまとめたものという位置づけでございますので、特に課題を示した部分と、政策を幾つか示した部分とからなっています。政策を示した部分ということになりますと、より具体的な政策手法を書いていかなければいけないという位置づけになってまいります。その議論を秋以降しなければいけないこととなります。

吉岡特別委員 分かりました。

それからもう1点、漁港だとか、漁場だとか、こういうことがいろいろと書かれて整備をされようとするわけでございますが、我々でも非常に分かりにくいのに、消費者なんて大変難しいなと思うのですが、漁港と港湾の関係ですね。港湾法が同じ位置づけ

をされておりますよね。我々の地域においても、私は兵庫県でございますが、港湾だって漁港として全く分からないような格好で使用していますよね。漁港だって港湾という指定になっておりますよね。そこがこういうところに全くうたわれていないのでございますが、そうしたものは避けて通れるものなんですか。

小野部会長 答えていただけますか。

坂井企画課長 まさに漁港・漁場・漁村の総合的整備という視点でここに書いてあるような御議論をいただいたわけですが、そういう論点を論ずる際に今のところが必要かどうかということだと思います。漁港と港湾の関係ですね。

この基本計画、部長が話しましたように施策の方向性を書くものですので、現在のシステムを説明するということではありませんので、施策の方向性を書く上で漁港と港湾の関係を具体的に位置づける必要があれば解説する必要があるんですが、それが必要かどうかということになると思います。

吉岡特別委員 必要かどうかということについては水産庁が判断されるべきだと思うのですが、現実の浜の状態は、港湾で定められている指定港であって、漁港としても全く遜色のないような格好の中で利用しているんです。我々の地域でも、あれがなぜ港湾、何でおたくは漁港。組合員すら区別がつかないような格好になっているのが全国の漁港と港湾の仕組みではないですか。ですから私は、歌を歌うのは別の問題として、水産基本法の中で、消費者にも認識してもらおうと思えば、一般の消費者が、魚が港に入って陸揚げすれば漁港だろうが港湾だろうが全く関係ないやと、それで通るのかということだけ私は申しているわけですし、港湾でございますと国土交通省の担当になるから、そこはそこで書けばいいと思いますが、そうしたことが今後、相関関係が出てくるんじゃないのかなと心配するだけです。

水産庁として、基本法の中で、我々は港湾とは関係ないから、漁港は漁港だけで進めばいいということならば構いませんが、現実の全国の浜は、港湾と漁港と入り乱れておりますので。

小野部会長 分かりました。

ではお願いします。

宇賀神整備課長 漁港関係を担当しております。

御承知のとおり、昭和25年漁港法、港湾法ができましたときに、その港が一般貨物を優先するのか、あるいは漁業が盛んなのか、どちらがメインなのかによって漁港と港湾とに

分かれていったということがございます。全国に漁港が約3,000港ありまして、港湾は全部で約1,000港あります。そのうち漁業に使われているのが幾つかは分かりませんが、かなりの数あると思います。陸揚げ量で見ますと、約4分の3と多くの部分が漁港に揚がっていて、残りの4分の1が港湾に揚がっているということでございます。

漁港と港湾の基盤整備についてはご指摘のように分かれておりますが、一方、上物である市場の整備であるとか、漁具倉庫、その他の、漁業者のための施設については水産庁が一元的に行政として所管しております。

本文の記述でございますが、以上を踏まえましてこの「漁港」という言葉には水産業が営まれている「港湾」を含むと読んでいただいて特に問題はないと思います。もし問題があればその辺は注意していきたいと思っております。

小野部会長 加工・流通・消費、それから、やや性格が違いますが、漁港・漁場、漁村の総合的整備と多面的機能、この2つの分野ですが。

婁委員。

婁特別委員 12ページの上から5行目ですが、「最適な流通経路を経由して販売すること」という表現と、その七、八行後に「多元的な流通経路を使って水産物を販売していくこと」ということが強調されておりますが、私の理解の違いかもしれませんが、字面で申しわけないですけど、最適な流通経路を経由するとか、使うというのは、いかに、こういった経路があって私たちが使うというふうに私は受け取ってしまうんですが、本来ならば、こういったような流通チャンネルを構築していくという努力だと思うんですよ。構築なのか、あって経由するか、そのとらえ方ですが、どうなのかということが1つです。

もう1つ、タイトル全体が国産水産物の競争力強化ということなんですが、私は競争力というものは価格競争力か非価格競争力かということで2分しておりますが、価格競争力というのは当然やる必要はあるでしょうが、コスト削減がもう限界にきている中で、当然非価格競争力の方に重点を置く必要があるんですが、非価格競争力というのは、私は、その最たるものはブランド化だと思っております。

それからもう1つ、価格競争力の源泉としては産地のストック機能だと思っております。要諦条件というのはとらえ方がいろいろありますが、定量を供給するというのが、今の産地が一番弱いと思うんですね。そういった意味で、産地が供給するためにストックしていく機能というものが非常に大事で、従来のような迅速に流れていくことと、もう1つ、ある程度品質を、長もちできるような機能というものが産地では必要じゃないかなということ



とで、非価格競争力として、ブランド化とストック機能といったことはどこかで触れる必要があるかなと思っております。

小野部会長 今の御意見について、どなたか御意見ある方ございませんか。

山下委員。

山下委員 婁先生の御意見はもっともだと思うんですが、これについての意見ということなのであえて申し上げますと、すべての水産物がブランド化することはできない。ある程度選ばれたものがブランド化していくのであろうと思うわけです。ですから、非価格競争は実際に大事だと思いますし、ブランド化以外の道というのも恐らくあるだろうと思います。

それと、ストックのこともおっしゃったので、それについて私も意見があります。12ページの下の方に注があって、需給変動調整型調整保管事業というのは、旬を外して売ると高値で売れるよ、そういう施策だよということを書いておられると思うんですね。ところが14ページに参りますと、ウのところにも旬といった情報が提供されにくくなり、まさに旬に食べなければいけないんだよ。消費者に旬というものがあるんだということを知らせなければいけないんだよと言っているように思われるんですね。ストックと婁先生がおっしゃったのも同じ話なんじゃないかなと思うんですが、高く売るためには旬に売らなきゃいけないんだよ、旬を外して通年、安定供給するべきなのかというのが両方書かれているような気がしております。

小野部会長 どうぞ、婁委員。

婁特別委員 ここに書かれている旬を外して調整保管していくということもストックの機能の1つだ。それはあります。ただ、ストックの機能を強化するためには、例えば畜養施設をつくるとか、活魚関係、あるいは保冷関係の技術を向上させるとか、さまざまな技術があるはずですから、そういったことを私は念頭に置いて申し上げました。

小野部会長 宮原委員。

宮原委員 12ページのイの水産物価格の安定で、調整保管事業の話ですが、これは非常に難しい書きぶりなんで、それこそ国民に分かりづらい。漁業者でも分かりづらい。需給変動調整型調整保管事業、それから安定供給契約型調整保管事業。私は大体中身を知っているから分かりますが、中身を知らない方には非常に難しいので、もっと分かり易くしていただきたいというのが1つ。

それから、安定供給契約型調整保管というのは、基本的には流通改革につながってくる。

いわゆる中抜きをして産地と量販店とがつながるという感じでございますので、これは新たな事業として水産庁としては大きな柱にしていただければありがたいな。19年度予算にも、はじめにの部分にありましたので、こういった事業をさらに強化をしていただきたいという要望もあえてさせていただきます。

小野部会長 矢野委員。

矢野特別委員 ストックという部分に関していろいろな意見が出ていますが、漁業者の立場から言わせてもらいますと、旬というのは、確かに魚がうまいときなんです。そして、たくさん獲れるときなんです。余りたくさん獲れますと価格がむちゃくちゃ落ちるんですよ。だから、ある程度時期をずらして出荷するという形は考えていきたいなと思っています。

そういうことによって、先ほど担い手問題の話も出ていましたが、若い人は海が好きな人は多いんですよ。漁師をやりたいという人は結構いるんです。ところが所得が今はついていけないんですね。ひとり者だったら何とか食べても、所帯を持って、子育てまでいこうと思ったら、それだけの収入は、少なくとも富山県近辺ではちょっときついなという状態なんです。漁業魚種によってはそれをクリアするようなものもありますが、業種によってはきついなという形。若い人がそれでも漁業にへばりついてやっていきたいという気持ちを持ってくれるというのは、ある程度将来の見通しがあれば、夢があればついてきます。

人生をかけるわけですから、先行きが見えなかったら、いろいろな形で教育したり、ちょっとした程度の支援をしても離れていきます。最後はやっぱり生活できるということが基本です。将来の夢を提案できなかったら若い人はついてこないと思っています。

余分な話へ飛んでしまいましたけど、ストックというのは、宮原専務がおっしゃいましたが、そういう形で柱にしていただければ漁業者にとって助かると思います。

小野部会長 長谷川委員。

長谷川特別委員 感想なんですけど、確かにおっしゃるように漁業者の方が安定した生活が得られなければ持続可能な漁業、水産業はなくなってしまうわけですから、そこは非常に重要だという認識は持っております。ただ、消費者の感覚からいいますと、安い旬のものが、低価格でおいしいものが食べられるというのが一番なので、その視点を外してもらっちゃうとついていけないなという気がしますので、書きぶりのところではちょっと工夫が必要かなと思います。

小野部会長 重要な御指摘だと思います。

どうぞ、増田委員。

増田委員 12ページから14ページにかけて、何人かの方が言っていらっしゃるように、ここは消費者をどうとらえるかという視点がふらふらしているというか、生産者を安定的に守るために魚価を高くしなければいけないというスタンスなのかなと思わざるを得ないような印象を受けるのがとても気になります。

14ページのウのところは、読みようによっては非常に消費者としては空疎に響いてしまう。生産者を担い手としてどうとらえて、そこからの情報を消費者にどういうふうに伝えていかねばならないか、それは今言われております「食育」というキーワードを通して相互理解といいますか、お互いに教育し合うということが一番大事で、このところが水産と消費者というの一番乖離しているんじゃないかと思っておりますので、今回の基本計画の見直しで、そのところを解消するような手だてというか、方法を見せてまいらなければならないと私は思っております。

何よりも今、アジが安くてうまい、私どもの台所にとっては、おいしくて、とても助かっている魚として活躍しているのに、この時期のアジがどこかへ隠れてしまうのは困りますから、よろしく願いいたします。

小野部会長 分かりました。

どうぞ、平野委員。

平野特別委員 14ページの漂流・漂着ゴミの問題と、15ページに書いてある海面・海底ゴミの回収などの問題で、浜の現状をちょっと述べさせていただきたいと思うんですが、我々漁業者みずから、また漁青連を中心に海浜清掃などをやっているんですが、ものすごいんですね。するのはいいんですが、回収したゴミの処理代に莫大な金がかかって、余りゴミがないところをしようやという話になって、公的なゴミと言ったら何ですが、公的なゴミを処分するんですから、こういうところに税金をたくさん使ってもらって、浜は本当にゴミの処理代で困っているということをこの会議で報告したいなと思います。

小野部会長 ありがとうございます。

ゴミの整理はなかなか大変だと思いますが、今(4)の漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮というところに関係する御意見が出ましたが、(4)の部分の意見が余り出ていないので、もう少し時間がありますから、御発言をお願いいたします。

増井委員。

増井特別委員 今気がついたんですが、前に小委員会の際に漁村の景観の話もちょっと出たんですが、消費者の問題も先ほど議論したんですが、消費者が海に親しむといいですか、そういったことが非常に重要だという話が出てまいりまして、そのときに、これは災害との絡みもあるものですから、軽々しく発言はできないんですが、例えば漁村の景観のことがどこかに出ていましたか。海と消費者との関係といいですか、そういったことがないような気がするんですが、その辺はいかがでしょうか。漁村の景観というのが、過重にテトラポットで景観を損ねてしまっているというような問題。それは災害との絡みだから簡単には言えないんですが、その辺の問題はどのようにとらえたらよろしいでしょうかね。

小野部会長 特に御意見。

矢野特別委員 テトラポット自体が景観なんだね。今の方はそういうふうに理解していただきますよ。

小野部会長 西橋委員。

西橋委員 テトラポットがあること自体が景観であるとおっしゃられると、消費者としてはびっくり仰天という感じなんですね。せっかくの海です。あのテトラポットがある限り、あの中にもし足を踏み入れたらどうなるんだろう。絶対上がってこられないんじゃないか。拒絶されているように思うんですね。

海を安全を守るために、テトラポットは必要でないというわけではないんです。もし何かほかにかわるものがあれば、あの頑丈な、ごつごつしたものでなくて、もっと頑丈で、ソフトでというものが出てくればそれに越したことはないし、消費者にとっても海はもっともっとなじめるのではないかなということで先日発言させていただきました。

小野部会長 どうぞ、宮原委員。

宮原委員 14ページの 漁港機能の充実ですが、ここはもう少し、漁港の機能というのがどういったものがあるかということを書き込んでいただいた方がよろしいのではないかと思います。前回の部会の中ではかなり漁港の機能というものを整理していただいていたと思いますので、その辺をつけ加えていただきたいなと思います。

小野部会長 大きな4の議論、相当出たと思いますが、もう12時を回りましたので、最後の5に行こうと思います。

5は最後のまとめということでしょうけれども、今後の水産施策の展開に当たって留意

すべき点として から まで書いてあります。この部分について御意見、御質問がありましたら。

最後には工程管理ということも書いてあります。

山下委員。

山下委員 ここは、1番とか2番の標語的なタイトルだと思うんですが、スローガンというんでしょうか、とても伝わり易く書かれていると思います。その中の4番ですが、今ちょっとお隣の方がつぶやかれたので、それに後押しされて。

政策評価というのがあると思うんですが、最近どういうふうになっているのか把握していないので、質問でもあるんですが、基本計画の政策評価というのはやられるんでしょうか。政策評価委員会とかいうのがあると思うんですが。それであれば、この5年間で1回、評価したのかな。それから、この基本計画を新たに立てたら、その後どういうふうに評価をしていくようになっているんだろうかと思ったんですが。

小野部会長 これまでの水産基本計画の評価と今後の評価ということですね。

お考えがありましたら。

竹谷漁政部長 政策評価のやり方は、政策評価をやる際に柱立てを行います。それは基本計画の柱立てに即して政策評価をやるということになっております。農業の分野でも、森林・林業の分野でも、それぞれの基本計画の柱に即して、現実に行われている予算なり、いろいろな施策で行われているものがきちっと効果を上げているかということのみます。むしろその基準になっているのが基本計画であります。したがって、政策評価において基本計画そのものを検証するという形では今まではやっておりません。

基本計画を5年に1回見直すという作業が、ある意味では基本計画の、「政策評価」という表現ではありませんが、一種の実績評価ということで、今御検討いただいているというふうにとめております。

小野部会長 矢野委員。

矢野特別委員 結局、今こういうふうに審議会というものを開いているわけですが、これは、まず一番最初の部分でいろいろ問題がある。このままだと自給率が確保できない。だからここら辺で手の打ち直しをせにゃいかんということも含めてやっているんだと思います。私がさっき言った、循環型か持続型かはともかくとして、考え方の基本が盛り込まれていないからそういうことになっているんじゃないかと思うんですけどね。そういうことが盛り込まれていれば、重点的にどういう分野に予算配分するか、どこら辺に力を入れ

てやるべきか。今は均等にいろいろな項目が並んでいる。その中でとりあえずこういう予算配分をして、こう力を入れていけば何とかなるだろうときて、5年目にかかってこういうような問題が出ているんじゃないですか。

だから、一番基本的な部分に立ち帰らないと、このままずるずるずるずるいったら、10年先になったら日本の漁業者はまた2割減ってしまいます。二、三十年先になると漁業自体のインフラが崩れてしまいますよ。今日の会議は本当に大事な会議だと私は思っています。

竹谷漁政部長 先ほど来、矢野さんから、そもそもの理念のところ踏み込むべきではないかということですが、先ほど宮原委員からもお答えいただいたように、まず水産基本法をつくったわけですね。水産基本法の中で水産物の安定供給をどのように行っていくか、そのために漁業も含めた水産業界全体の健全な発展をどのように図っていくのか、また、水産業界が営まれております漁村の活性化をどう図っていくのかという体系が整理されております。

循環型社会というのは、当然漁業の営みの中に入っているわけですが、そこにおいて明確に「循環型社会」という表現は使っていません。循環型社会の理念については、基本法という別な法律が実はあるんですが、そちらの方では「循環型社会」というふうにとらえて、それは漁業・水産業界に限ったものではなく、森林・林業に限ったものではなく、国民一般の生活を広く「循環型社会」としてとらえて、どういう視点で考えていこうかという方向性を出している、基本法という別途の法律があります。そこはそういう理念で整理しています。水産の方は、先ほど申しましたように水産物の安定供給を中心に据えて、そのために漁業も含む水産業界の健全な発展、漁村の活性化という問題をとらえていこうというふうに整理いたしております。視点の中には「循環型社会」という表現もあるようですが、メインは水産物の安定供給を中心に据えて書いています。

それをやるためにいろいろな課題があるわけです。その課題を整理し、一つ一つ達成していくために国の政策としてはどういったものを総合的に講じていくべきなのかをまとめたのが基本計画ということでございます。その基本計画は5年に一度見直していくという形になっておりまして、今回作業をお願いいたしております。確かに理念が大事だというのは矢野委員が御指摘のとおりだと思いますが、今ここで進めていく作業は、現行基本計画を見直して、足らざる政策はどういったものなのか、どういう政策に組み直していったら水産基本法が目指す理念が達成できるのかという観点での見直しをやっていただい

るというふうに考えております。

したがって、今回の基本計画の作業の中でもかなり具体的な課題の提示と具体的な政策提示をして、向こう5年間にどういうものをしていくのかという方向づけをしないと、理念の議論ももちろん大事なんです、今は政策課題あるいは政策の体系をどう見直していくかということを中心に御議論いただいて、具体的な方向づけをしていただくという作業を諮問事項というふうに受けとめていただければと思っているところでございます。

小野部会長 そういうことで御了解ください。

長谷川委員。

長谷川特別委員 先ほどの山下先生の御意見にも関連するかと思うんですが、最後に工程管理と必要に応じた施策の見直しという項がございまして、今、部長から基本計画に即して政策評価を行いますというお話があったんですが、工程管理というのは、恐らく毎年、例えば平成18年度の工程表というのができて、19年度に18年度の工程を見直して施策を見直すということになるわけですね。ということは、施策の見直しというのは施策の工程管理を見直すという意味ですね。確認なんです、それと政策評価との関連がよく分からないんですが。

小野部会長 のところをもう少し詳しく説明していただけますか。

坂井企画課長 先ほど説明いたしましたように、政策評価を毎年行っているところでございます。その中にはタイミングよく施策が実施できたかという要素もパーツパーツで入ってくると思います。そういった意味では施策のスケジュールと申しますか、きちんとスケジュールどおり行われているかということも一定程度これまでも評価をしていると思いますが、他方、明確な形で工程表をつくるという作業はこれまで行っておりませんので、そういったことも今後行ってはどうかという趣旨でございます。そういうふうにすれば、これまでも一定程度評価はされておりますが、政策がタイミングよく実施されているかという視点がよりはっきりするという効果も生むということで、これまで行っていなかった工程表をつくるということを全般的に行ってはどうかということです。

これまで行っていなかったというのは、これまでも各施策ごとにスケジュールはつくって実施しているわけですが、全体的に行うという作業は行っておりませんでしたので、そういった検討ができないかということでございます。

小野部会長 どうぞ。

長谷川特別委員 もう1点、最後に御質問したいんですが、「施策の見直し」と書いて

あるんですが、これは施策の進行工程管理の見直しですよ。施策を工程管理の中で見直してしまっておかしいかなと思うんですが。

施策自体は基本計画で定められていくわけですよ。「施策の見直し」という非常に大きな言葉というふうに考えるんですが、施策の進行管理の見直しを工程表によって行うということですよ。

坂井企画課長 ちょっと表現ぶりが適切ではなかったと思いますが、ここでは施策といいますか、各事業なり予算なり、そういったものを随時見直しをしていくことに役立つということでございます。水産基本計画で書くような大きな方向性を持った施策ということよりも、政策評価で行っているような個別の予算とか、そういった施策の見直しを適時適切に行っていくという趣旨でございます。

小野部会長 時間がそろそろなくなりかけているんですが、5について特に。

全体的に、改めて何か御意見ございますか。

どうぞ。

入江特別委員 全体的な評価としてちょっとお伺いしたいんですが、この基本計画というのはだれのためにつくったのかということと、生産者、消費者がこの計画を実行することによって水産物を安定、安く供給することがねらいでしょうから、末端までこの基本計画というものを浸透させることが必要ではないかという気がしました。

小野部会長 どうぞ、西橋委員。

西橋委員 同じような意見なんですが、消費者という目線で書いてありますが、消費者って、どの程度の方が消費者なのかなと思っております。といいますのが、私たち一般の消費者にはとても難しい言葉がたくさんあります。簡単なものの中でも、水産エコラベルとは何だろうとか、遊漁と漁業の違いとか、海面と内水面の違いとか、魚介類の名称とか、分かり易いようできて、「遊漁って何なの」と聞かれた場合に、「さあ何でしょう」と答える。

そういう場合に、ずっと前も申し上げたと思うんですが、注の中でも遊漁と漁業の違いとか、一番最後のページでいいと思うんですが、書いておいていただけたら、消費者にとっても分かり易くていいのではないかなと思います。

それから、これとは関係ない、と言い切れるか、昨日までの北朝鮮の爆弾ですか、そういった場合に、もちろん漁業者は海に出られないと思うんですね。そういったときの漁業補償というのはどうなっているのかな。漁業をする人にとってはとても大きな問題ではな



いかなと思って、昨日私たち消費者団体で話し合ったんですが、疑問で、もしお答えいただければよろしくをお願いします。

竹谷漁政部長 弾道ミサイルのケースですね。今回の場合はロシア水域ということでございますが、直接的に漁業者の方に補償する形にはなっていません。いわゆる安全の問題ですから、例えば台風が来て土砂が崩れるときに、一定の地域に立ち入らないでください、あるいは農家の方がそこに畑を持っているけれども、立ち入らないようにという立入禁止勧告が出たり指示が出たりするわけですね。だからといって補償されるわけではないわけです。それと同じように、弾道ミサイルの落下地点みたいなものが出てきたときに、事前に予測されればそこに立ち入らないでくださいと漁業無線等で連絡をいたしますが、それは安全のためにやるわけですので、国が直ちに補償するという形には、現在のシステムではなっておりません。

実際、急迫不正の侵害行為を行っているのは外国ですから、国がというわけにはなかなかありません。国は国民を守る見地から、入らないように漁業無線の徹底をしていくのが仕事というふうに受けとめております。

小野部会長 一渡り議論してきましたが、特に最後に御意見ある方いらっしゃいますか。  
石田委員。

石田特別委員 一消費者として、16ページの5の 、消費者・国民の視点云々のところに絡めてのお願いなんですけど、今後検討されていく中でぜひ考えていただきたいこととして、本当にただ買い物をするだけの消費者だったんですが、この会に参加させていただいて、いろいろな御努力とか、魚のこととか、漁場のことにも興味を持ったんですが、結局は家に戻りましたらいつものスーパーでそこに並んでいるお魚を買うしかないということをお考えますと、やはり消費者というのは受け身だと感じるんですね。でも消費を広げていくことが活性化に最終的につながるということをお考えすると、ぜひ皆さんと消費者をつなげるような、途中のパイプをつくっていただきたいなと思うんです。

例えば漁場の景観のなんか話も出ましたが、行ってみたいと思うけれども、漁業は海辺ということで、地理的に行くことは制限がありますし、加工委員会の中で食育の話も出たんですが、せっかく器が整っていても、私は大田区なんですけど、そういうところへ行こうと思うとなかなかチャンスがなくて、ぜひそういうことをつなげてくださるところを、例えば異業種の方同士が交流を持って、漁場に行くんだったら、そういうツアーなんかがあって、こういうのがありますという情報提供だとか、企業が一堂に会して展示会みたい

なものがありますが、ああいった形で定期的につくっていただいて、消費者まで必ず分かるようにしていただくような流れをつくっていただけたらすごくありがたいなと思って最後に希望を述べさせていただきました。

小野部会長 どうもありがとうございました。

特になければ、よろしいですか。

どうも長時間にわたり活発な御議論をありがとうございました。

会議の冒頭でも申しましたように、本中間論点整理につきましては、今月の25日の水産政策審議会にて報告することになっております。この中間論点整理につきましては、本日活発にいただいた御意見を踏まえて手入れあるいは手直しが必要だろうと思いますが、それにつきましては私に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

小野部会長 それでは、そのようにさせていただきます。

さて、本企画部会につきましては、今回の中間論点整理をもってひとまず終了となります。委員の皆様には、これまで熱心に御議論をいただきましてありがとうございました。なお、水産基本計画の見直しについては、最前から話が出ていますが、今回の中間論点整理をたたき台として、秋以降、検討を進めることにしております。具体的な日程につきましては事務局より御案内があるかと思えます。

#### 水産庁長官あいさつ

小野部会長 それでは、最後に締めくくりのごあいさつを水産庁長官よりいただきたいと思えます。お願いいたします。

小林水産庁長官 企画部会での中間論点整理、いよいよ最終取りまとめの段階まで、本当に長い間御議論いただきましてありがとうございました。

今まで両小委員会、企画部会でいろいろ議論をしていただきまして、今日もありませんが、我々が皆さんにお願いして議論してもらっている位置づけと、最終的に国の施策にどういうふうに反映されていくんだ、この問題が、私どもの説明と皆様方の認識と理解と、なかなか詰まらないままきました。できるだけ丁寧に説明したつもりなんです、恐らく3月末の基本計画の中身、さらに言えば実際に予算とか制度とかがいつ実現していくんだというところまで見てもらわなければ、皆さんの評価なり得心というのは出てこないの

はないかと思っています。

ただ、これは我々の仕事の宿命でして、特に基本法、基本計画を踏まえて施策全体の見直しをするときには必ず出てくる課題であります。我々はこれからの作業に向けてはそこを念頭に置きまして、1つは、中間取りまとめをいただきますと秋の基本計画の議論に向けていろいろ関係の皆さんから意見をいただきたいと思います。都道府県、市町村、各漁業団体、あるいは消費者の皆さん等々。その際には、どういう位置づけで議論をしているんだ、最終的にどうなっていくか、体系的なことはきちんと整理して、中身とあわせてそういうこともよく理解いただきたいし、やっぱり分かり易さですね。確かに、この用語はこういうことですよとか、そこもできるだけいろいろな資料を取りそろえて関係の皆様方の理解を深めていきたいと思っています。

いずれにしても、例えば理念からどうするんだということになれば、資源循環を含めて循環型社会、これはキーワードで、我が国経済社会にとって大事な言葉であります。それは当然なんで、そういうのを具体的に水産の施策の中にどういうふうに生かしていくかということになってきますので、その辺のところは引き続き皆さんの立場で意見をいただきたいと思います。

それから、予算の方もできれば19年度から早めに手当てできるのはやっていきたいと思っています。ただ、物によっては制度を直し、それを受けて予算という形になりますと二、三年かかたりしますので、そういうことを分かり易くする意味で最後の工程表をきちんと示していきたい。これが、現場で実際に国の施策を見て、水産業をどういうふうにやっていくんだという人たちから見ても、こういうスケジュールで国はつくっていくのか。では自分たちはそれに合わせてこういうふうにやっていこうということにつながると思いますので、この辺も十分注意してやっていきたいと思っています。

最後に、西橋委員ですか、北朝鮮で打ち上げました。非常に重大な話で、私どもも憂慮しております。今、政府全体として外交関係、国連安全保障理事会、ああいった形で世界を挙げて取り組んでいくことと、我が国としましても、非常に重大問題でありますので、いろいろなルートを通じて働きかけをしています。水産庁としましては、漁船の安全が第一ですから、昨日の朝から本部をつくって、漁業無線等を通じて、とにかく現場の漁業者の皆さんにきちんと伝える、できるだけ対応ができるということで引き続きやっていきたいと思っています。

補償の問題がありましたが、これは非常にややこしい、複雑な問題です。外交関係が絡

んできますし、こういった事態が生ずるかとか、個人としての立場で一般の法制あるいは国際法に基づいて請求する立場というものがあるでしょうし、外交関係の中でどうやっていけるか、これはまた国交関係が非常に複雑なものですから、基本はさっき漁政部長が答えたような話ですが、一筋縄ではいきませんので、その辺はお酌み取りいただきたいと思っております。

いずれにしましても、今までの御意見を踏まえて、よりよい基本計画の見直しに向けて考えていきたいと思っていますので、引き続きよろしく御指導、御支援のほどをお願いいたします。どうもありがとうございました。

小野部会長 どうもありがとうございました。

それでは、本日はこれで閉会といたします。どうも長時間ありがとうございました。

閉 会